

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3258号)

令和7年9月29日

横 情 審 答 申 第 3258 号

令 和 7 年 9 月 29 日

公立大学法人 横浜市立大学

理事長 近野 真一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年2月1日附企第13814号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保険調剤薬局整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約公正証書」の
一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「保険調剤薬局整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約公正証書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が令和5年10月31日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 不開示部分のうち、個人の生年月日、住所、乙代理人の氏名、一級建築士の登録番号及び氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2項第1号に該当し、不開示とした。
- (2) 不開示部分のうち、本件審査請求文書に記載された「賃料の金額」（以下「本件金額」という。）については、「公立大学法人横浜市立大学附属病院 保険調剤薬局整備・運営事業」（以下「本件事業」という。）に使用する土地の貸付料の月額であり、本件事業により医療機能向上や地域連携の推進、患者サービス向上のため、貸付期間が10年の事業用定期借地方式で病院敷地内に高度薬学管理機能を備えた保険調剤薬局（以下「敷地内薬局」という。）を開設・運営する事業者を選定する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）において、最も評価の高かった事業者（以下「本件事業者」という。）が他の事業者を上回る評価を得るために様々な事情に鑑みて決定し、提案したものである。

また、本件事業に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）においても秘密保持義務の対象とされており、守秘性の高い情報として取り扱われている。

したがって、本件金額を公にすることにより、本件事業と類似する他の公募等に参加する際に、賃料を含む提案内容を他の事業者に推し測られる可能性が生じ、本件事業者の利益を著しく害するおそれがあり、事業者の経営体力や営業上のノウハウとして守秘性の高い情報であるため、条例第7条第2項第3号アに該当し、不開示とした。

- (3) 審査請求人は、建築工事及び委託等の金入り設計書を入札後は全部開示としていること等を主張しているが、いずれも予定価格や設計単価等の入札後の事後発表に関するものであり、公募型プロポーザルにおける提案内容である本件金額が対象となっている本件とは事案が異なる。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、主張書面及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求める。
- (2) 本件は令和2年3月30日に公募型プロポーザル方式で公募し、8社が参加意向申出をなし、6社が提案書を提出しており、これにおいて優先交渉権者決定の上で、土地貸付料の提案額が重要な要素である。
- (3) プロポーザル評価委員会及び業者選定委員会で優先交渉権者が決定した後は、随意契約に切り替わるが、その契約でプロポーザル提案額と大きく変わることは、不当競争防止法上の入札妨害となる。
- (4) 条例では、建築工事、委託等の金額入り設計書は、入札後に全部開示としている。
- (5) 審査請求人の開示の求めは、本件金額だけである。
- (6) 弁明書は、基本協定書の秘密保持を主張しているが、当該協定書の秘密保持の内容を見分すると個別具体的な事項の明記がなされておらず、あらゆることが秘密の扱いになり、国民、市民の公文書の情報開示条例の知る権利を損なうことになる。
- (7) 公募型プロポーザルや入札制度においても、事業者の独自のノウハウに係る情報を秘密にしてほしいとするのが慣行である。本件金額は、事業者の独自のノウハウではない。

5 審査会の判断

- (1) 本件事業に係る事務について

横浜市立大学病院医学・病院企画課では、医療機能向上、地域連携の推進及び患

者サービス向上のため、貸付期間が10年の事業用定期借地方式で敷地内薬局を設置する事業（本件事業）を行っている。

本件事業では、敷地内薬局を開設・運営する事業者の選定を公募型プロポーザルにより行い、本件事業者と基本協定書を締結し、また、本件審査請求文書を作成した。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件事業に使用する土地に係る事業用定期借地権設定契約公正証書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち個人の生年月日、住所、乙代理人の氏名、一級建築士の登録番号及び氏名を条例第7条第2項第1号に、本件金額を同項第3号アに該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は本件金額についてのみ開示を求めていると解されるため、当審査会では、条例第7条第2項第3号アの該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

イ 実施機関は、本件金額は本件事業に使用する土地の貸付料の月額であり、開示することにより、法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当すると主張している。そこで、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件事業は、実施機関の土地を貸し付けて、事業者がその土地に自らの費用で薬局を建設及び運営し、運営の中で事業者が収益を得る仕組みであり、委託契約ではない。

(イ) 優先交渉権者評価基準書に記載されている各評価項目の総合評価点が最も高い者が優先交渉権者とされ、土地使用料提案額は評価項目の一つである。どの項目に重点をおくかどうかも含めて事業者の提案であるため、土地使用料提案額は、競合する他事業者よりも多くの評価点を得るために各事業者が独自に検討した提案額といえる。

(ウ) 本件プロポーザル時に提示された提案内容を基に基本協定書が締結された

め、選定業者の土地使用料提案額で協定は締結となる。

(イ) 本件プロポーザルの選定結果は公表しているが、公表されるのは総合評価点数のみであり、土地使用料提案額については公表していない。

(オ) 実施機関の決算では、貸付料は収益として計上されるが、決算書等においても収益の細目として貸付料の金額まで公表されているものはない。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件プロポーザルの優先交渉権者評価基準書を確認したところ、土地使用料提案額は評価項目の一つであることが確認できた。そのため、土地使用料提案額は競合する他の事業者より高い評価を得るために法人が検討し決定して提案したものであり、法人の営業上のノウハウであると認められる。

また、当審査会で基本協定書を確認したところ、第4条第5項において「・・・土地貸付料は、応募時に提出した土地使用料提案額（年額）を12月で除した金額を月額とする。」と記載されており、本件金額が開示されると土地使用料提案額（年額）が推測できることが認められる。

さらに、当審査会において本件プロポーザルの結果及び実施機関の決算書等の確認を行ったところ、本件プロポーザルの結果では、評価点数は総計のみが公表されており、各評価項目の点数及び土地使用料提案額は公表されていないことが認められた。実施機関の決算書等についても、貸付料等の細目は確認できず、本件事業の貸付料の金額を推測することができる情報も公表されていないことが認められた。

したがって、本件金額は、これを公にすることにより、土地使用料提案額が明らかとなるため、法人の営業上のノウハウであり、本件事業と類似する他の公募等に参加する際に、提案内容を他の事業者に推測され、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 2 月 1 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 3 月 6 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 6 年 3 月 18 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 28 日 (第459回第二部会)	・審議
令 和 7 年 8 月 29 日 (第460回第二部会)	・審議